

青森県報

第四百二十三号

令和四年
二月十六日
(水曜日)

目 次

規 則

○青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (こどもみらい課) …… 一

告 示

○令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第七号)の要領(財政課)…………… (健康福祉政策課) …… 三

○生活保護法による医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出…………… (同) …… 三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定…………… (同) …… 三

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… (こどもみらい課) …… 四

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 四

○身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) …… 四

○道路の区域の変更…………… (道路課) …… 四

○道路の供用の開始…………… (同) …… 五

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定…………… (構造政策課) …… 五

○建設業者の許可の取消し…………… (監理課) …… 五

規 則

青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県特例児童扶養資金の貸付金の償還の免除に関する条例施行規則(平成十六年三月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を「㊧」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令和四年一月二十五日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第七号)の要領は、次のとおりである。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第7号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,127,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ773,906,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	217,645,496	417,150	218,062,646
1	1 地 方 交 付 税	217,645,496	417,150	218,062,646
9	国 庫 支 出 金	153,300,275	1,710,315	155,010,590
2	2 国 庫 補 助 金	110,093,383	1,710,315	111,803,698
	歳 入 合 計	771,779,516	2,127,465	773,906,981
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
7	商 工 費	109,387,051	2,127,465	111,514,516
1	1 商 工 費	87,614,605	2,127,465	89,742,070
	歳 出 合 計	771,779,516	2,127,465	773,906,981

青森県告示第六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
十和田歯科	十和田市東三番町四の一五	平成 二六・三・三三
桂整形外科医院	五所川原市字弥生町一六の一	令和 三・三・二五
めぐみ歯科医院	弘前市大字城東二丁目一の一三	三・三・二六
松田薬局	弘前市大字南瓦ケ町二の六	三・三・三〇
鈴木内科医院	十和田市西五番町二四の三八	三・三・三三
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	〃

青森県告示第六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社津軽メディカル商 事松田薬局	弘前市大字南瓦ケ町二の五	令和 三・三・三〇
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	四・一・一

青森県告示第六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
十和田歯科	十和田市東三番町四の一五	平成 二六・三・三三
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	令和 三・三・三三

青森県告示第六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
しちのへ内科クリニック	上北郡七戸町字荒熊内二二二の一	令和 四・二・一

青森県告示第七十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
たっこ調剤薬局	三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ九二の八	令和 四・三・一
ハッピー調剤薬局弘前城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目三の一	〃
ハッピー調剤薬局むつ中央店	むつ市旭町二の三〇	〃

青森県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
株式会社レイズ	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	就労移行支援	Arch Plus	令和 四・三・一

青森県告示第七十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等	診療科目	指 定 日
奈良岡 征 都	弘前大学医学部附属病院	脳神経外科（視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、肢体不自由）	令和 四・三・一
	弘前市大字本町五三		

青森県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和四年三月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			津軽新城停車場線	青森市大字新城字山田三八四の五から 青森市大字新城字山田一三の一六まで	前 後	五・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで 一三・八〇メートルから 一八・五〇メートルまで	九五・五〇メートル 一一四・二〇メートル	

青森県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年三月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
津軽新城停車場線	青森市大字新城字山田三八四の五から 青森市大字新城字山田一三の一六まで	令和四・二・一六

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三戸郡南部町大字剣吉前河原一の一九	畑	九九七

二 利用権の内容

貸借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和四年三月	五年

四 借賃に相当する補償金の額

一万九千円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方法務局八戸支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

平成四年三月に登録名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社青山建材
- 二 代表者の氏名 青山雅晴
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字唐崎二九三の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第四〇〇二七三号
- 五 取消年月日 令和四年二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
前記建設業者が建設業法第八条第十二号に該当するに至ったことが確認された。
このことが、同法第二十九条第一項第二号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円